報道資料

児童扶養手当支給認定事務の取扱い
－行政改善推進会議の意見を踏まえた参考連絡－

くらしの中に 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和７年３月１８日
東北管区行政評価局

総務省東北管区行政評価局は、以下の行政相談について、東北管区行政評価局行政改善推進会議※に諮り、令和7年3月18日、東北6県に対し、管内市町村への周知を依頼しました。

※　行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものについて、民間有識者の意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進することを目的として開催（座長：斉藤睦男（弁護士））

詳しくはこちら　（https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/gyouseikujoukyuusaisuisinkaigi.html）

相談要旨

私は、夫と離婚する予定であったため、必要な手続、提出書類などについて、役所の関係部署に電話で確認していたところ、離婚後は、私が児童扶養手当を受給できることが判明したため、6月28日に担当窓口に書類一式を提出し受理された。

しかしながら、7月2日に役所の担当者から電話があり「離婚届受理証明書」が必要とのことであったため、同月3日に「離婚届受理証明書」を提出したところ、同担当者から「受理日が6月28日から7月3日に変更されることにより、児童扶養手当の支給開始月は8月になる。」との説明があった。

私は、役所の確認不足により受理日が変更になり、児童扶養手当の支給開始月が1か月遅れてしまうことに納得がいかない。

制度概要

- 児童扶養手当制度は、離婚によるひとり親世帯等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給するもの
- 手当は、認定請求日の属する月の翌月から支給
- 戸籍に離婚の記載がされるまで時間がかかる場合には、戸籍謄（抄）本に代えて離婚届受理証明書を添付することが可能

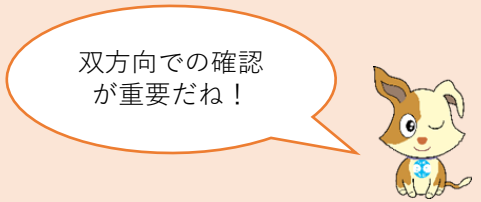
調査結果

⑴　離婚届受理証明書の取扱いに係る申請者への周知状況

戸籍謄（抄）本に代えて離婚届受理証明書を使用できる取扱いについて、調査対象29市町村※のうち、３市町村は取扱いを承知していないため、周知を行っていなかった。一方で、10市町村はチラシやパンフレット等を活用した周知を実施していた。

※　調査対象機関の選定を目的として、東北管内の全市町村（227市町村）に基礎調査を実施し、回答があった市町村のうち、制度の運用状況や類似事例の発生状況、年間の申請件数等を踏まえ、29市町村を調査対象市町村として選定

周知の有無	離婚届受理証明書の申請者への周知状況	市町村数
周知実施	チラシ、パンフレット、HPなどを活用し周知に努めている	10
	一般的な説明事項の一つとして口頭で説明し周知している	5
周知未実施	申請者から相談があれば説明するが、積極的には周知していない	11
	取扱いを承知しておらず、周知していない	3



総務省行政相談マスコット
「キクーン」

周知を実施している市町村の中には、チェックリストの項目の一つとして離婚届受理証明書の取扱いを周知している市町村がみられ、調査対象29市町村以外であるものの、申請者用及び受付窓口担当職員用のチェックリストを活用し、双方向での確認を行っている市町村もみられた。

⑵　支給開始月の申請者への周知状況

支給開始月が請求日の属する月の翌月になることについて、調査対象29市町村のうち、12市町村はチラシやパンフレット等を活用した周知を実施しており、16市町村は一般的な説明事項の一つとして口頭で説明し周知していた。

周知の有無	支給開始月の申請者への周知状況	市町村数
周知実施	チラシ、パンフレット、HPなどを活用し周知に努めている	12
	一般的な説明事項の一つとして口頭で説明し周知している	16
周知未実施	申請者から相談があれば説明するが、積極的には周知していない	1

調査結果

⑶　申請者に瑕疵（手続の誤り）がなく、月末までに添付書類が提出できない場合の対応状況

①市町村の取扱誤りや周知不足などの類似事例について

調査対象29市町村のうち、16市町村で類似事例が発生しており、12市町村では支給開始月が遅れないよう補正により対応していたものの、４市町村では補正できることを知らず支給開始月が遅れた事例が発生している。

（補正対応した市町村の例）

- 申請者への説明不足により離婚届受理証明書の提出が翌月となってしまったため、県にも対応を相談し、離婚届受理証明書に記載されている離婚届の受理日をもって請求日とし、補正により対応した。
- 非常に少ない事例ではあるものの、説明が不足することがあるため、市町村の判断で補正により対応している。

②離婚届受理証明書を即日発行できない場合について

離婚届受理証明書の発行までの期間を把握できた23市町村のうち、19市町村では即日発行が可能であるものの、4市町村では即日発行できない状況がみられた。

即日発行できないと回答した4市町村では、月末に離婚届が提出された場合、離婚届受理証明書が即日発行できないために、翌月の認定請求になってしまう事例が起こり得るとしており、このうち2市町村では実際に年間数件程度発生している。

＜こども家庭庁の見解＞

◆　補正の考え方

→　認定請求書等の受理に当たっては、不備がないことの確認を行うことが重要であるが、受理日以降に不備が確認された場合について、当初受理した時点を「認定の請求をした日」として扱うために、基本的に補正により対応すべきと考えるが、補正することが不適切と判断されるような事情があれば、個別のケースに応じた各地方公共団体の判断となる。

◆　離婚届受理証明書を即日発行できず、月をまたいで提出となる場合の考え方

→　離婚届が受理されていることについて戸籍担当部門に確認するなどした上で認定請求書等を受理することは差し支えない。

行政改善推進会議の主な意見

○　児童扶養手当の認定請求に係る添付書類や支給開始月（認定請求の翌月から支給）などの制度の仕組みを申請者の立場に立って丁寧かつ確実に周知することが重要である。
　周知に当たっては、市町村担当者の属人的な知識やスキルに頼るのではなく、チラシ、パンフレット、チェックリストを活用するなどの説明不足を防ぐ取扱いが求められるため、今回把握した工夫例を調査対象6県及び同県内の市町村に周知してはどうか。
○　離婚に伴う経済的な困窮に陥らないように、児童扶養手当の趣旨に基づいて、申請者に寄り添った対応をしていくべきである。このため、申請者に瑕疵がなく、月末までに添付書類が提出できない場合には、後に補正し、申請者に支給していくべきである。
　今回、把握した申請者に瑕疵がない場合のこども家庭庁の補正に係る考え方、市町村の補正対応について、調査対象6県及び同県内の市町村に周知してはどうか。

行政改善推進会議の意見を踏まえた参考連絡

　離婚によるひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る観点から、**説明不足等を防ぐための市町村の工夫例**や**申請者に瑕疵がない場合のこども家庭庁の補正に係る考え方、市町村の補正対応**は行政運営上の参考になると考えられるため、東北6県及び同県内の市町村に対して参考連絡するとともに、こども家庭庁に情報提供する。

【本件照会先】
東北管区行政評価局
担当：首席行政相談官室　佐野、土屋
電話：022-262-7840